

横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム指定管理者選定委員会運営要綱

制 定 平成 17 年 8 月 10 日 福高施第 246 号 (局長決裁)
最近改正 平成 22 年 1 月 12 日 健高施第 2950 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを管理する指定管理者の指定のため、横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの指定管理者の指定に関する要綱第 5 条に基づき設置する「横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の組織及び運営その他について、横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)の指定管理者の指定に関する要綱(平成 17 年 8 月 10 日福高施第 245 号)に定めるもののほか必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 選定委員会は、老人ホームの指定管理者の指定に関する次の事項を所掌する。

- (1) 事業者選定プロセスに関する検討
- (2) 審査基準の検討
- (3) 公募要項の検討
- (4) 老人ホームの指定管理者として指定を受けようとする法人から提出される事業計画書等の審査及び優秀提案者の選定

(組織)

第 3 条 選定委員会は、学識経験者、高齢者福祉に詳しい者、老人福祉施設の実情に詳しい者等から健康福祉局長が委嘱したものを持って組織する。

(委員長)

第 4 条 選定委員会に委員長を 1 名置く。
2 委員長は、委員の互選により定める。
3 委員長は、委員会の会務を総括する。
4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、第 2 項の規程に準じて選任された委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、選定委員会が選定した指定管理者候補が、市長により指定管理者に指定された日までとする。

(会議)

第 6 条 選定委員会の会議は、必要に応じ、委員長が召集する。ただし、第 4 条第 2 項の規定により、委員長が定まるまでの間は、健康福祉局長が召集する。
2 選定委員会の議長は、委員長が務める。
3 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
4 会議の議事は、出席した委員(委員長を除く)の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めたときは、選定委員会に専門的事項に関し、知識又は経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、当該事案に関する公募に参加してはならない。

委員が当該事案に関する公募に参加したことが判明したときには、選定委員会は委員が関与した法人を選考対象外とする。

(守秘義務)

第9条 委員、事務局員、その他選定委員会の場に出席した者は、選定を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市及び選定委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(会議の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により会議は公開とする。ただし、選定委員会が認めた場合、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(審査結果の公表等)

第11条 選定委員会における審査の経過及び結果は、市長が指定管理者として選定した後に公表する。ただし、選定委員会は、審査の過程及び結果について公表することが必要であると判断したときは、公表する事項及び時期などを決定し、公表することができる。

2 選定委員会は、指定管理者の選定過程に係る公正性、透明性を確保するため、選定委員会の議事録を整備するものとする。

(事務局)

第12条 選定委員会の事務局は、健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課が行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月12日から施行する。